

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、新エネルギー等（太陽エネルギー、風力、水力、地熱等の再生可能エネルギー及び燃料電池等のエネルギーの新たな利用システムをいう。以下同じ。）の導入普及に関係する業務を行う社員間の密接な連携により、新エネルギー等の導入普及の一層の促進を図ることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 新エネルギー等の導入普及にかかる普及啓発及び情報提供
- (2) 新エネルギー等の導入普及にかかる指導、助言その他の支援
- (3) 新エネルギー等の導入促進のための調査研究
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(公告の方法)

第4条 公告は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 我が国において新エネルギー等の導入普及に関連する活動を行う非営利の法人及び団体は、当法人の社員となるべき資格を有する。当法人の社員となるべき資格を有する者は、当法人が別に定めるところにより入会申込書を当法人に提出し、社員総会の承認を得て、当法人の社員となる。

2 社員たる法人又は団体にあつては、法人又は団体の代表者として当法人に対してその権利を行使する1名の者を定め、当法人に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費の支払いを怠ったとき
- (2) 社員が解散したとき
- (3) 総社員の同意があつたとき

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(会費)

第9条 社員は、当法人の運営及び事業の実施に要する経費を賄うため、50万円を一口として一口以上の年会費を負担しなければならない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(社員総会における議決権)

第11条 社員の議決権は第9条に定める会費一口につき一個とする。ただし、一社員当たりの議決権は六個を上限とする。

第4章 役員等

(社員総会以外の機関)

第12条 当法人に理事及び監事を置く。必要に応じて、代表理事を置くことができる。

第5章 計算

(事業年度)

第13条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の処分制限)

第14条 当法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第15条 清算をする場合において、当法人の残余財産は、類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人に帰属させるものとする。

第6章 基金

(基金の拠出)

第16条 当法人は、基金の拠出を社員又はその他の第三者に求めることができる。

(基金の募集)

第17条 基金の募集、割当、引受等の手続きに関しては、社員総会の決議を要するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第18条 基金の拠出者は、基金の使用及び管理の状況につき、当法人に説明を求めることができる。

(基金の返還手続)

第19条 基金の拠出者への返還は、定時社員総会の決議に基づき、毎事業年度末の貸借対照表の剰余金として処分可能な範囲内において行うものとする。また、当法人が解散した場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるところに従って、基金拠出者に返還するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第20条 本則第13条の規定にかかわらず、当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成21年3月31日までとする。

(設立時理事等)

第21条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	山田 明彦
設立時監事	佐藤 憲一

(設立時社員の名称及び住所)

第22条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 住友不動産東池袋ビル2階
財団法人新エネルギー財団
東京都港区西新橋一丁目14番2号 新橋SYビル6階
財団法人エネルギー総合工学研究所

(会費の特例)

第23条 本則第9条の規定にかかわらず、当法人の最初の事業年度における会費は、一口17万円とする。

(法令の準拠)

第24条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会を設立するため、この定款を作成し、

各設立時社員がこれに記名押印する。

平成20年12月1日

設立時社員

財団法人新エネルギー財団
理事 秋山 收

財団法人エネルギー総合工学研究所
理事 秋山 守